

平成21年度第1回環境審議会 会議録

1 日 時

平成21年6月29日（月）午後2時から午後4時まで

2 場 所

現地視察、中野市役所32号会議室

3 出席者

審議会委員

竹内本芳会長、小沢幸三副会長、常田英士委員、長島克己雄委員、前澤憲雄委員、野口幸太郎委員、小根澤庄一委員、中村美子委員、坂原玉枝委員、小林充子委員、丸山久治委員、高橋秀子委員、小林喜久子委員

事務局

小田切市長、柴草くらしと文化部長、上條環境課長、関環境課長補佐、和田衛生係長、小林主査

4 傍聴者 なし

5 会議の内容

委嘱式

【くらしと文化部長】 それでは、若干定刻を過ぎましたが始めさせていただきます。本日は、何かとお忙しいところ、しかもこのような熱い中お集まりいただきましてありがとうございます。私は4月から、くらしと文化部長ということで大変お世話になっております柴草と申します。よろしく願い申し上げます。本式の進行を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委嘱書の交付に関しましては、この後の審議会のスケジュールが時間的に大変厳しいこともありまして、大変失礼かとは存じますが、それぞれの委員の席に事前にお配りしてあるところでございます。委員の皆様方におかれましては、平成21年6月3日付けということで、ご委嘱を申し上げますので、ご確認をいただきたくまして、ご了承をいただきますようお願い申し上げます。

それでは、小田切市長からご挨拶を申し上げます。

【市長】 どうもご苦労さまです。いま委嘱書は机の上にあるということですが、環境審議会委員をご受諾いただき本当にありがとうございます。平成23年6月までの2年間の任期ですがよろしく願いいたします。

最近、環境に関しては、みんな都市型生活になってきて、ごみの問題、大気汚染、騒音から、地球温暖化、生態系の破壊などが迫ってきております。本市も、積極的に取り組んでいきますバイオマスタウン構想を今年からやるということで

すので、ぜひ皆様にもご協力いただきますようお願いいたします。そして、平成20年3月に中野市の環境基本計画を策定しまして、「豊かなふるさとを共につくるまち なかの」をめざして、いろいろな取り組みを行っているわけですが、いま世の中すべて環境で動いているところがありますので、ぜひ皆さんのお力を得て、中野市でも続けていきたいと思えます。ごみも、分別収集にしてから徐々に減ってきております。また、今年も信州中野環境祭を開催します。

市民の皆様方にも環境の大切さを重々理解していただいているところでありますから、今後ともどうかよろしく願いしまして、私の挨拶といたします。本日はご苦勞様です。

【くらしと文化部長】ありがとうございました。環境審議会に移ってまいりますが、市長はこの後、他の公務がありまして、来た早々で失礼ではありますが、ここで退席をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

市長が退席する。

【くらしと文化部長】それでは、次第に基づきまして審議会を進めてまいりますが、本日の会議事項にあります「産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書について」がありますが、委員の皆様からご意見を賜る前に現地の視察が必要では考えましたので、市のバスにより現場に向かっただきますようお願い申し上げます。バスの中で、事業活動や今回の事業内容につきまして、事務局からご説明し、現地では事業者からも説明をしていただき、質疑等を行いたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、次第にあります環境審議会の概要についてであります。これにつきましても、現地視察を終了した後の帰りのバスにて、資料1に基づきましてご説明を申し上げます。

視察終了後は、この場所に戻りまして、会議事項に入って進めてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。それでは、市役所正面玄関までご移動をお願いいたします。

バス内にて、環境課長からティーアールイー株式会社の産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書について概要を説明する。

現地に到着後、高橋代表取締役から施設全体及び今回の計画について説明を受け、委員から以下の質疑を受ける。

保管場所の床部分の構造について

保管する面積について

がれき類の破碎方法について

稼働日数について

破碎後の製品について

粉じんの飛散防止について

現地視察終了後のバス内にて、資料1に基づき環境審議会の概要を説明する。

32号会議室に戻り、環境審議会を再開する。

環境審議会

【環境課長補佐】お揃いになられましたので、現地視察に引き続いて、ただいまより、中野市環境審議会を開会いたします。ここからの進行を務めさせていただきます環境課課長補佐の関ですが、よろしく願いいたします。それでは、環境審議会を担当いたします市の職員の自己紹介をいたします。

事務局全員が自己紹介する。

【環境課長補佐】続きまして、今回は第1回目の審議会ということで、委員の皆様からも自己紹介をお願いいたします。それでは、常田委員から順をお願いいたします。

各委員が自己紹介する。

【環境課長補佐】ありがとうございました。環境審議会委員は全部で16名にお願いしておりますが、本日3名が欠席ということで事前に連絡をいただいております。改めて、お名前を申し上げます。

中野商工会議所からの推薦で山田彰一様、中野市校長会からの推薦で金井哲雄様、中野青年会議所からの推薦で中山雅登様、3名が欠席とのことですのでよろしく願いいたします。

それでは、本日の会議の成立について申し上げます。本日の出席者数は、委員16名のうち13名に出席いただいております。よって、環境審議会条例第6条第2項の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議に入ってくださいですが、環境審議会条例第6条第1項の規定により、議長は会長が務めることになっておりますが、現在、会長がおられませんので、会長が決まるまでは暫定的に事務局で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

【くらしと文化部長】それでは、早速議事に入らせていただきますが、私の方で進行をさせていただきます。手元の資料、会議事項(1)の「正副会長の互選について」を議題といたします。正副会長につきましては、先程ご説明いたしました中野市環境審議会条例の規定によりまして委員の皆様方からの互選となっております。どのようにしたらよいでしょうか、お諮りをいたします。

【委員】選任の方法については、いろいろあるかと思いますが、事務局で案がありましたらご提案いただきたいと思います。

【くらしと文化部長】いま、事務局からという提案をいただいたわけですが、そのようなことでよろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

ご異議がないようですので、事務局からご提案いたします。

【環境課長】まず、会長につきましては、農業委員会からご推薦をいただきまして、農業委員会でも会長を務めておられる竹内本芳委員にお願いしたいと考えています。また、副会長につきましては、今まで衛生自治会の代表の方をお願いしている経過がございますので、今回につきましても衛生自治会からご推薦がありました小沢幸三委員にお願いしたいと考えております。

【くらしと文化部長】ただいま、事務局からご提案をいたしました。会長に竹内本芳委員、副会長に小沢幸三委員にお願いしたいということでありまして、いかがでしょうか。

異議なしの声あり。

ご異議がないようですので、会長は竹内本芳委員、副会長は小沢幸三委員に決定いたします。それでは、竹内会長と小沢副会長は、正面の席へご移動をお願いいたします。

それでは、恐縮ですが、代表して竹内会長から一言ご挨拶をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】ただいま、中野市の環境審議会の会長ということで、ご推挙いただきました竹内でございます。

先程市長からの挨拶にもありましたように、ごみや公害問題、地球温暖化など、中野市を取り巻く環境問題は多種多様となっております。この環境審議会は、中野市の環境に係る条例の審議をはじめとして、様々な環境問題についても審議し、より住みよい環境を整えるために一役担えればと考えております。

委員の皆様からはそれぞれの知識や経験の中から、積極的にご意見、ご要望を頂戴しながら進めてまいりますので、ご協力をお願いしまして、簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

【環境課長補佐】ありがとうございました。以後の会議の進行につきましては、会長をお願いいたします。

【会長】それでは早速、会議事項(2)の「環境審議会の公開について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

【環境課長】お配りしてあります資料2をご覧いただきたいと思います。中野市環境審議会の公開について(案)でございます。

まず、「環境審議会は、市民や報道機関に対し原則公開とします。ただし、以下のものは非公開とします。」ということで、2点掲げております。1つ目が、中野市個人情報保護条例で定める個人情報を含む会議事項でございます。個人情報につきましては、条例におきまして、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものということ」で、参考のところに記載されております。簡単に言いますと、個人の氏名、生年月日その他個人別に書かれた番号等から、情報が特定個人として識別されるものでございます。それから、2

つ目といたしまして、会長が審議会に諮り非公開と認める会議事項、以上2点につきましては非公開とさせていただきたいということでございます。

2番目でございますが、「報道機関によるカメラ、ビデオカメラ等の撮影については、開会までの時間とします。」ということでございます。

3番目でございますが、「審議会の資料、会議録等は原則市公式ホームページに掲載します。ただし、以下のものは非掲載とします。」ということで、4つございます。1つ目が個人情報、2つ目が非公開と認めた会議事項、これは最初に説明した2つの内容でございます。3番目が会議録における発言した委員の氏名、4番目が公開することによって事業活動に支障をきたすおそれがあるものでございます。市のホームページに「審議会」というところがございますが、そこに会議録を掲載しております。その掲載内容についてご説明いたしました。

それから、4番目としまして、「このほか、非公開または非掲載については、その都度の審議会において決定する。」ということで、以上4つの内容でございます。以上でございます。

【会長】ただいま事務局から説明がありましたとおりでございますが、個人情報に関する事項など場合によっては非公開としますが、環境審議会は原則公開することとしてよろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

【会長】ご異議がないようですので、環境審議会は原則公開していくということで決定いたします。

続きまして、会議事項の3、ティーアールイー株式会社の「産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書について」議題といたします。この会議事項につきましては、先程現場視察を行い、事業者から直接お話を聞いたわけでございますが、事務局で補足することがありましたら説明をお願いします。

【環境課長】それでは、事務局から3番目の関係につきまして、先程バスの中でもご説明いたしましたが、補足でご説明いたします。

今回、案件に上がっていますティーアールイー株式会社につきましては、事業内容等をホームページで公開しております。ホームページの内容で簡単にご説明いたしますと、まず会社につきましては、1948年6月に、元は平野木材という屋号で設立されております。会社の理念として、「ティーアールイーは集団力動を以って、常に真価の想像を通じ、社会に貢献し続ける。」と記載されております。廃棄物処理の関係でございますが、ティーアールイーの廃棄物処理の基本的な考え方として、「埋めない、燃さない、流さない」と公開されております。

今回のこの施設の関係につきましては、環境事業部に属する事業ということでございますが、環境事業部の主な事業内容としましては、「建設副産物の受入・リサイクル、それから産業廃棄物の受入・リサイクル、リサイクル骨材・土砂の販売・運搬、工事用重車輜・機械の貸出、土質・土壌・水質改良の調査・研究、産業廃棄物の収集運搬、解体工事の施工、それから土質改良材の研究・製作」と

紹介されております。

ティーアールイーにつきましては、産業廃棄物処分業、中間処理でございますが、この許可を県から受けております。扱う産業廃棄物の種類としましては、先程も見ていただいたがれき類の破碎業ということでございます。施設の中身につきましては、先程バスの中、また現場での説明のとおりでございます。

ここで、法的なことについて簡単にご説明いたします。まず、産業廃棄物処分業の許可の関係ですが、産業廃棄物に関する大元の法律ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものがございます。略しまして、廃掃法と呼んでおります。この廃掃法の中で、「産業廃棄物の処分業を行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。」と規定されております。これが、許可の大元の根拠となります。この条文を受けまして施行規則がございしますが、「産廃の処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第8号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。」ということで、いくつか記載がございします。その中で、「保管を行う場合は、保管の場所に関する次に掲げる事項」ということで、その一つが所在地、次に面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限等が書類の中で記載されていなければいけないと規定されております。この内容につきましては、産業廃棄物処分業事前確認手続依頼書の中で変更前と変更後ということで記載されております。

次に、処分業の許可の基準について若干ご説明いたします。これにつきましても、廃掃法で規定されております。「都道府県知事は、許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。」ということで、「その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。」と規定されております。この「環境省令で定める基準」につきましても、施行規則で規定されております。「保管施設を有する場合は、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。」という基準を示しております。先程現場でも話がありましたように、資料3の4ページの「構造及び設備の概容」の中で適合しているということで記載されております。

今回、この事前確認手続依頼書が提出されておりますが、変更の許可という形になりますが、廃掃法では、このように記載されております。「産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業及び全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届けなければならない。」と規定されております。この規定を受けまして、環境省令で定める事項は施行規則で規定されておまして、先程も申し上げましたとおり「産業廃棄物処分業者にあっては、保管場所に関する次に掲げる事

項」として、所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、処分等のための保管上限ということで記載されております。ですから、これらを変更したときは都道府県知事に届けなければならないということになります。資料3にありますように、その記載されている内容がいま説明した変更内容でございます。

次に、事前確認の手続きでございます。法ではいま申し上げましたとおり変更した後の届出ということになりますが、県では、事前に確認依頼を出していただきたいという事務要領がございまして、その前段階の届出ということで、この事前確認依頼書が県に提出されているということでございます。

事務局からは以上でございます。

【会長】ただいま事務局から説明がありました。この会議事項につきましては、市は、環境審議会の意見を参考に、市長意見を付すとのことであり、その意見は、事業者には遵守させるとのことです。ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

【委員】確認ですが、今まで保管施設が1か所あって、我々が入ってきた入口の鉄板で囲ってあったところが保管施設です。それで、説明を受けたところの前が新たに設置する2箇所の保管施設です。

そうしますと、すでに許可を受けている保管施設は、4ページにあるとおり今囲っていたりしてあるということですが、新たな2箇所の保管場所は、これより落ちるのではないかと思います。

【環境課長】資料3の7ページに、先程見ていただいた現場の図面があります。現場で私どもが見学していた場所がここになります。がれき類が保管されていましたが場所は既存のものということで、資料の4ページに記載されている内容でございます。記載内容を見ていただければ、保管施設の面積が93.8平方メートル、上限が244立方メートル、積み上げる高さの上限が3.9メートルとなっております。これは、既存の施設の数値でございます。

新しいものにつきましては、六角形の模様で記載されている2箇所ということで、先程見ていただいたとおり、壁はコンクリートで囲われていた状況であり、地面につきましては、土砂のようなものがありましたが、事業者の話によりますと、地下にコンクリートが入っていますということでございます。

【委員】説明の時には、地面にはコンクリートを打ってないと言っていました。

砕石を30センチメートルくらい敷きつめているとおっしゃっていましたが。

【環境課長】先程聞いた時には、見えるところは土砂みたいになっていましたが、土台というか、下にコンクリートを打ってあると説明をされていたと思いますが。

【委員】コンクリートは打ってなく、アスファルトの砕石が敷いてあり、その上に鉄板を敷いてあると聞きました。コンクリートが打ってあるのは既存の所では。

【環境課長】既存のところは、打ってあると書かれていますので。

【委員】ゴーサインが出てから着工するのですか。要するに、県の認可が出てから。

【環境課長】事前確認ということですので、事前にこういうことをしたいということ

で、県に出すということになります。受理されてから、話が進んでいくということになります。

【委員】流れとしたらそういうことですね。

【環境課長】検討したあとに、正規の届出ということになりますので、その前段の手続きということになります。

【委員】そうしますと、いま委員が心配しているのは、現況の施設はコンクリートが打ってある、でも今度の追加の施設は、さっきの説明では、リサイクル製品を30センチメートルくらい埋めたとおっしゃっていました。例えば、基準として、現況の施設と同規模でなければ承認できないとか、基準的なことはどうですか。先程の社長の説明のとおりでも許可になるのか。

【くらしと文化部長】鉄板の下は打ってあるという説明でしたか。

【委員】鉄板の下に、砕石したものが30センチメートルくらい敷いてあって、柔らかいからその上に鉄板を敷いてあると聞きました。コンクリートを打つつもりはないとおっしゃっていました。コンクリートですから、地下に染みて問題があるとは思えないのですが。既存のところは、見た感じではしっかりとしているのですが、新たに加える2つはしっかりとしていないように見えたので、あそこにそのまま積んだ場合は粉塵がかなり舞うのではないかと思います。その辺を留意していただければと思います。

【環境課長】法的な話をいたしますと、先程も若干ご説明いたしました。施行規則で、産業廃棄物処分業の許可の基準は「保管施設を有する場合は、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。」とあります。では、必要な措置ということは具体的な定めがありません。では、コンクリートを打たなければならないのかというと、そういったことまではこの施行規則では書かれていませんので、皆様のご意見を伺いまして、そういった意見を頂ければと思います。

【委員】先程の話では、今まで使っていたのが、県の担当者が代わって、それではいけないので許可を取れということで、今までも使っていたのだからそのまま使うと聞こえたのですが。今までも3か所で使っていたのが、担当が代わったから許可を取ると聞こえましたが。

【環境課長】先程の説明ではそのようなことをおっしゃっていましたが、地方事務所から市へいただいた文書を見る限りでは、「自社敷地内において固定式破碎機を用いたがれき類の中間処理を行っているが、がれき類の搬入量の増加に備え、同敷地内に保管施設を2箇所追加しようとするものです。」という内容で市へ文書がきています。

【委員】バスの中でもそのような説明があって、事業者から聞いたら違うなど、社長は思ったことを言っちゃったと思いますが。

【委員】ですから、粉じんの関係とか、地下浸透の関係とか、実際にそういう問題が発生した時には改善してもらおうと。最初からしっかりコンクリートを10、20セン

チメートル敷けとは言わなくてもいいと思います。そういう条件を改めて付ける必要はないと思います。

【委員】粉じんの飛散については、留意することと入れていただければと思います。一番は、砂ぼこりが飛ぶということだと思いますので。

【委員】砕いている時、粉塵は飛ぶのかと聞きましたが、その時は水を撒くから大丈夫ということですが、でも、今までの所に乾いた砂みたいなものが積んであって、囲ってあるといっても上と手前がなしでは風が吹けば舞うと思います。だから、今までの施設も大丈夫かなと思います。あまりにも人家がそばにあるので。

【委員】最後に気づきましたが、破碎施設はシートで覆われていましたよね、その中で行うようです。最初は、その手前のところで行うと思っていました。

【委員】そうですね、あの中で砕いて水を撒くということですが、砕く前のものを手前に積んでありましたが、乾いていました。乾いていれば風が吹くと舞うと思うので。全部囲ってあると思ったら、上も正面も囲ってなかったから、あれでは風が吹けば舞うと思いますが。

【委員】我々がよく見えたところは、上にスプリンクラーがある施設とかではなくて、乾いた時にはそこに散水車で水を撒くということみたいですね。破碎施設の中は散水施設があるとおっしゃっていましたから、シートの中に、天井にでもスプリンクラーがあると思います。手前のところは何もなかったですね。ですから散水車か何かで水を撒くのではと思います。それで、敷地内ではホコリも出ますから、今日は水を撒いていました。

【環境課長】既存の施設につきましては、資料3の4ページに、飛散防止設備で、同上の理由によりということ、鉄筋コンクリートで囲っているから飛散はしないのではないかと書かれております。破碎機については、ビニールみたいなもので囲われ、中でも散水しているため、飛散はしない。外についても、視察の時に道は散水されていまして、おそらく同じ方法で散水するのではないかと予想されます。今回現場に行ってみたら乾いていた事情はわかりませんが、そういった対策は十分に取れるのではないかと思いますので、飛散の防止、または地下浸透など公害防止に関する対応を取っていただきたいというような意見を頂ければと思います。

【会長】他に何かございますか。ないようでしたら、ただいま各委員からご意見等をいただいたわけですが、先程事務局から説明がありましたとおり、県への回答期限が迫っていることから、いただいた意見を事務局でまとめていただき、審議会としての意見は、私が確認するというところでよろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

【会長】ご異議がないようですので、この会議事項に係る意見書につきましては、私が確認し、後日その写しを各委員に送付いたします。

それでは、以上をもちまして、会議事項は終わらせていただきます。長時間にわたりご協力いただきありがとうございました。

【環境課長補佐】会長には、会議事項の進行大変ありがとうございました。それでは、会議事項以外ということで、委員の皆様からその他何かありましたら、お願いしたいと思います。特に、今回は第1回ということで、初めての方もおられますので、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

【委員】初めてでよくわからないのですが、環境の関係で思うところがあるので。

最近、雨が降った時にすぐに大水が出ますが、家庭の中で少しずつ雨水を溜めて、それを下水道等に使える条例ができれば、私は非常にありがたいと思います。中水道は下水道課かわからないのですが、環境の面からすると、雨水がすぐ流れるよりは家庭内である程度ストックしていただいて、そのストックしたものを一番消費できるトイレに繋いで下水道に流す、中水道化ということが、どこで審議されて、どのようにもっていけば形になるのか聞いてみたかったのですが、この点についてよろしいでしょうか。

【くらしと文化部長】私も細かくは把握しておりませんが、おっしゃるとおり、都会のビルとかは雨水を溜めて中水道、いわゆるトイレの流す水として有効利用していると、手洗いとかは上水道が使われていると思いますが、そのように聞いております。

どちらかというと、環境よりは建設水道部の範疇になるかとも思いますが、環境問題は我々の範疇にはなりますが、私どもの方では検討もしていないわけであり、建設水道部に話をしておきますが、その辺のことは具体的には検討していないと思いますが、貴重なご意見ですから、今後の参考にいたします。

【委員】常会のようなところで、最初に下水道を繋いだ時に、数十件単位の集落の料金は年額一律でしたが、量れる水からも下水道の料金を徴収したいということで、そこにもメータを付けて下水道料金を取るようになりました。これも仕方ないことだと思いますが、できれば各家庭で雨水をある程度溜めれば、後々の環境には非常によいことだと思うので、できればその分は下水道料金を取らないというふうに推進していただければ、うまくできないものですか。

【くらしと文化部長】例えば、雨水を溜めて、それを中水道ということで下水道に使うとか、夏場の花壇や畑に水をくるとか、打ち水に使うとかということで、何年前かに研究検討したことがあります。それで、建設水道部でタンク類を設置する場合支援していたはずですが、ある地域を定めながら、段階的にやっていこうということだと思いますが、それが今どうなっているかは把握していません。

今おっしゃられたことは、豊田地域で下水道が入った時は一律の料金だったのですか。

【委員】年額で料金を決めて、500円か千円か忘れましたが、常会のものは繋いでもそんなに取らないから繋いでいいとなっていました。去年か一昨年に、そこにメータを付けて、常会の水も市の水道料金並に取りますよと変わってしまいました。どういう形でも下水道料金は取りますよという役所の姿勢ですが、下水道がそんなにかかるなら汲み取りでいいやということで、下水道が普及しなかった面

があると思いつつ、最近の水の出方は、ちょっとした雨でもすぐに流れ出てしまうので、家庭でストックすることによって、ある程度流れを遅らせることができるのであれば、小さな用水路でも流れが遅くなれば、災害もなくなると思うので、どこかで審議していただければありがたいと思います。

【くらしと文化部長】特に街部の雨水対策が重要でして、今おっしゃったように集中豪雨の時は一気に流れてきますので、災害に結び付くこともあると思います。先程申し上げたような雨水貯留升は近隣でも結構行っていますが、たしか中野市でも研究したはずです。先程申し上げた災害防止ということと、花壇等に有効利用するということがありますので、また関係部署に聞いておきます。

それと、下水道の料金のお話ですが、上水道を使おうと、井戸水を使っていようと、家庭内の汚れた排水を出しますので、それが処理場に流れて経費もかかりますので、適切な料金を徴収しないと困ることになりますので、いただくことになったのだと思います。

【委員】中水道でそれなりの施設が作れる家庭があるなら作って、きのこ屋のような大きい屋根があるところは大きなタンクで作って、自分の工場のトイレとかに使う場合をお願いと言われた時にどうなのか。もし、大きな屋根の部分の水だけでも貯水施設に溜められれば、その分だけ少し遅れて出ることにはなる。だけど、下水道に繋ぐのであれば下水道料金を徴収したいとなると、そこまでしても下水道料金も取られるのではとなることもあるし。たしかに、下水道料金を取る方からすれば、下水道を使っているから料金を頂戴というのはわかりますが、大きな面を見て、どっちが得なのかを考えて、それだけの施設を作ってもらうのだから、水害が、環境に対する負荷がすぐに出ないようにするのであれば、多めに見ようよと、どこかで言えないのかというのが私の意見です。

【くらしと文化部長】ご意見はわかりました。なかなか難しい面があると私は感じますが、所管が違いますので、関係部署に伝えておきます。

【委員】私も初めて委員に委嘱されたということで、だいたい義務はわかったのですが、責任というのはありますか。審議会で審議して、許可が出て始めても全然だめだったら、審議委員に責任が来るといったことはないですね。

【環境課長】そこまでの責任というのはありません。

【委員】よく分かってないのでお聞きしますが、私の山がありますが、山に不法投棄、ごみが落ちていたとしたら、そのごみは自分が拾って持って行くのがいいのか、あったよと通報するのがいいのか、ある程度大きければ通報したこともありましたが、どの程度のものならどのようにしたらいいのか流れがわからないので、よろしいでしょうか。

【環境課長】捨てられている規模にもよりますが、通常は連絡いただければ私どもで現場を確認しまして、ごみの処理の大原則というのは土地の所有者、管理者に処分してもらうという形になります。テレビ等の家電4品目まで負担を強いるわけにはいきませんので、そういったものは行政で回収して、私どもが処分します。

そうはいつでも、管理者責任というものはあります。廃掃法の中でも定めがありまして、行政的だと言われてしまえばそれまでですが、そういった区分けでやらしていただいているのが現状でございます。

【委員】実は、私の畑にも数年前にごみを捨てられまして、警察に連絡したら、ごみを片付けるのは自分でやりましたが、警察は定期的にパトロールしてくれました。そうしたら、なくなりました。警察の方から、連絡していただければパトロールしますとおっしゃって、3カ月ぐらいで投棄がなくなりました。警察に言ってみてはどうですか。

【委員】自転車や一輪車の車輪とか、どこに捨てればいいのかわからないものを山に捨ててしまうパターン、空きビンなど車から投げちゃうパターンといろいろあると思いますが、山を持っていて固定資産税も払っているのに、ごみは土地所有者が片づけてください、捨てた人は何もありませんよ、小さなごみの場合ですが、大きなごみの場合は警察や市に連絡したらやってくださるのですが、そういう細かいごみは自分で固定資産税を払いながら、皆さんのごみ捨て場に少しずつされるのではあまりいいことがないなあと考えています。でも、確かに自分の土地だから自己責任でやってくださいっていうのもわかりますが。

【委員】そんなに大きなごみではなくて、家庭内からの袋に入っているごみが5つか6つだったのですが。

【委員】そういう単位だったら言えるのですが、ちょっとしたドリンク剤のものが溜まったからポーンと、ちょっとしたタイヤや1斗缶みたいなものが捨てられるとか、そういったものがありますが、そういうものはどうすればいいのか、せっかく来たのでお聞きしたかったのですが、結局自己責任と言われると、釈然としないような気がします。

【環境課長補佐】本質的な解決にはならないのですが、土地の所有者からの申し出を受けて、不法投棄の看板をこちらで用意しておりますので、そういったものを掲示したり、パトロールすることによって減る傾向にもありますので、ご理解いただきたいと思います。

【委員】同じ地区なのでよろしいですか。

山の場所にあるので、パトロールしきれず、看板もたてきれないぐらいの道で、捨てやすい場所なのです。豊田村の時に、中野市から引っ越した人が、2件くらい、引っ越しでいらなくなったものを捨てられたことがありましたが、豊田村の時は自己責任ではなくて、役場で10何万円かけて片づけてくださった経過もありますが、やっぱりボランティアとか、土地の管理者のせいにならないで、あまりに大きな場合は市でも何とかしてもらいたいなという意見ですが。

【環境課長補佐】それについては、先程の繰り返しになりますが、捨てられた時の大きさや量によって、警察とともに、まず捨てられた方がわかれば当然法的措置をとります。わからなければ、申し訳ありませんが、基本的には土地の所有者にお願いして、その中でも料金が発生する家電4品目や廃タイヤまで個人負担を求め

ませんので、行政で対応します。いま委員が言われたとおり、現況増えていまして、すべてが行政でとなりますと、お金の問題、職員の問題、いまの状況では対応できませんので、極力減るよう市でも対応していますが、捨てられたものに関してなんでもかんでも行政と言われても難しい面がありますので、立札なり、啓発の中で対応しているのが現状ですので、ご理解いただきたいと思います。

【委員】これは5月19日の申請になっていますが、1か月ぐらい遅れての審議になっていますが、何か特別な理由があったのかお聞きしたいのですが。

【環境課長】5月19日に地方事務所で受け付けたということになっていますが、市の受付は5月21日になります。正直申しあげまして、6月議会がありましたし、市長の日程もありまして、また委嘱の関係でちょうど過渡期になってしまったりして、このような日程となりましたのでご理解いただきたいと思います。

【委員】申請をだしたけど、現地はそのまま停止しとけという、やってはいけませんよという条件を出してあるのかどうか、事務局から説明をお願いします。

【環境課長】事前確認ということでもありますので、県の方から指示が出ているということでもあります。

【委員】この間1か月、これから認可になるか、この審議会でひとつの方向が出たと思いますが、業者もかなり迷惑がかかってくると思うし、私は業者の応援をするわけではありませんが、そういう事情があれば仕方がないとは思いますが、緊急性や必要性をもってこの審議会をやっているということでもいいですね。

【環境課長】そのとおりでございます。

【委員】市長の日程等いろいろあってやむをえないと思いますが、できるだけ、速やかにやった方がいいのかなあと私は思います。

【環境課長】わかりました。

【環境課長補佐】他にございますか。特になければ、ただいまいただきました意見を、内容によっては対応させていただき、的確なお答えをできなかった部分もありましたが、いずれにしましても、この審議会でいろいろなご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、環境審議会を閉会といたします。本日はありがとうございました。